

パイプカット(精管結紮術)に関する同意書

母体保護法による避妊手術ですので、お子さまがいらっしゃるご夫婦で、配偶者の同意が必要です。

1. 両側の精管を切除結紮し、男性避妊を行う手術の為、元に戻す事は非常に困難です。
2. 陰嚢を切開し縫合します。術後の経過によっては再治療・再縫合のため改めて来院していただく場合があります。
3. 手術後もしばらくの間は精液内に精子が含まれており、精液検査で精子が見つからなくなるまで避妊が必要です。手術後は、20回以上射精の後、精子数検査を受けてください。
4. 結紮部分はしこりのようになりますが、半年から1年程で、気にならなくなっていくます。

上記内容を十分理解し、母体保護法に基づいてパイプカット(精管結紮術)を受けることを希望します。

患者氏名



年

月

日

住 所

上記内容を十分理解し、夫 _____ が、

母体保護法に基づいてパイプカット(精管結紮術)を受けることに同意します。

配偶者氏名



年

月

日

住 所
